

宮城県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年12月17日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日

平成22年9月2日

2 通知のあった日

平成22年11月12日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

監査委員の報告の内容

イ 受託工事収益及び雑収益において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。

ロ 営業未収金の残高に誤りが認められたので、改善するとともに、未収金の管理を適正に行い今後再発しないよう対策を講じられたい。

ハ 送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。

措置の内容

イ 受託工事収益については、財務システムによる収入調定作業で、誤って二重に調定処理してしまったものである。防止策として月次処理で収入未済の状況を確認し、誤調定がないか確認する。

雑収益については、集合調定において消費税額を誤ったものが1件あり、修正のため減額調定を行った。このときの消費税額がシステム上、収益として扱われてしまったものである。防止策として、消費税額を誤った集合調定については、一旦すべて取り消すこととする。

前段及び後段に関する案件については、いずれも補正予算措置後、すみやかに修正処理を行う。

ロ 平成20年度決算で過年度の未収金計上誤りが発見され、平成21年度で修正処理を行ったところである。しかし、この修正のための振り替え処理が一つ漏れていたため生じたものである。

補正予算措置後、修正処理を行うこととする。

なお、未収金の管理については、月別の補助簿を作成し管理することとし、平成21年度から実施している。

ハ 昭和54年に買収した土地について、相続登記未了により未登記となっていたところ、平成17年に遺産分割協議を裁判所に申し立て、相続登記を完了させ、第三者に転売されていたものである。

補正予算措置後、損失として処理する。また、当該地は、管理用道路として取得したものであるが、現在、大崎市管理の道路となっており、車両通行等管路の維持管理に支障ない状況のため、追加買収は行わない。

なお、今後の未登記用地の管理は、平成22年7月に定めた「企業局未登記用地処理方針」に基づき、事務所と協力し適正に対応していく。

(2) 大崎広域水道事務所

監査委員の報告の内容

送水管路用地の取得事務において、買収地の未登記により、権利関係に問題が生じたものが認められたので、改善されたい。

措置の内容

昭和54年に買収した土地について、相続登記未了により未登記となっていたところ、平成17年に遺産分割協議を裁判所に申し立て、相続登記を完了させ、第三者に転売されていたものである。

補正予算措置後、損失として処理する。また、当該地は、管理用道路として取得したものであるが、現在、大崎市管理の道路となっており、車両通行等管路の維持管理に支障ない状況のため、追加買収は行わない。

なお、今後の未登記用地の管理は、平成22年7月に定めた「企業局未登記用地処理方針」に基づき、本局と協力し適正に対応していく。

(3) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院の入院収益等において、未収金縮減努力は認められるものの、なお過年度未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、平成22年度においても未収金縮減対策実施計画を策定し、当課及び3病院が重点的に取り組むべ

き対応方針及び目標を定め、未収金の縮減対策に取り組んでいる。特に、平成22年度は全庁的な取組である「宮城県収入未済額縮減推進ワーキンググループ」に参画し、滞納の未然防止、債権回収の強化、債権の適切な整理などの項目に沿って検討を重ねており、この成果を踏まえ、地方独立行政法人への移行後も適切な未収金対策を実施できるよう、3病院とともに努めていくこととしている。

なお、未収金の収納促進については、電話、催告書の送付、自宅訪問等による督促等未納者全員に対する対応を引き続き実施するとともに、3病院と歩調を合わせ、これまで実施してきた強化月間や12月のフォローアップ月間における納付の働きかけなど、効果的な徴収に努めていく。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対する法的措置の実施については、昨年度に引き続き、3病院と連携した実施に向け、法的措置を前提とした督促手続の実施の準備を進めるとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

(4) 循環器・呼吸器病センター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、未収金の縮減に当たっては、医事部門のみならず、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策に取り組まれない。

措置の内容

未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、平成22年度においても未収金縮減対策実施計画に定めた重点的に取り組むべき対応方針及び目標を踏まえ、取り組んでいる。

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員と連携して、日常的な納入相談、電話・訪問による督促等に加え、休日も含めた自宅訪問を行うとともに、年2回(10月及び2月)の強化月間を設けて集中的な催告を行っている。また、12月を強化月間のフォローアップ月間とし、未納者に対し納付及び継続納付の働きかけを行うなど、効果的な徴収に努めていく。

未収金の発生防止については、院内会議で未収金の状況を説明するとともに、特に看護部門との連携を強化し、入院患者等からの医療費納入相談に対する迅速な対応や、高額療養費の限度額適用認定制度等公的制度の理解と活用促進に努めるなど、院内職員が互いに連携して未収金の縮減対策に取り組んでいく。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

(5) 精神医療センター

監査委員の報告の内容

- イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。
- ロ 医業外収益の計上等において、不適切な事務処理が認められたので、改善されたい。
- ハ 資金前渡金の精算及び返納手続きが遅延しているものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- ニ 消耗品等の購入において、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

措置の内容

- イ 未収金の縮減対策については、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき取り組んでいる。
未収金の収納促進については、医事業務嘱託員及び未納者を熟知している看護職員等と一緒に、未納者が在宅していると思われる土日に自宅訪問を行い収納に努めているほか、年2回の強化月間(10月及び2月)を設け、未納者全員に対して文書による催告や自宅訪問を行っている。また、12月には強化月間のフォローアップを行う。
未収金の発生防止については、未収金が増加傾向にあることも踏まえ、入院時にオリエンテーションを行い、医療費の支払方法や高額療養費等の公費負担制度などに関する理解の醸成に努め、その活用により発生防止に努めている。特に、長期入院患者で支払いが遅延している患者については、家族や保護者等に対して説明・助言を行い、早期支払いを求めている。また、外来患者についても同様に説明等を行い、現金の持ち合わせがない等の理由で支払えない患者に対しては、後納願いの提出を徹底し、次回の来院時の支払いを求めている。
今後は、退院時精算の一層の促進等により未収金の発生防止を図るとともに、保護者以外の連帯保証人への請求を早期に行い、未収金の早期回収に努めていく。また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。
- ロ 行政財産の目的外使用許可の使用料に関する算定漏れについては、算定の際に複数人により厳格に確認を行うこととし再発防止に努める。
なお、使用料については、単価の見直し等を行い改善を図った。
このほか、受託収益等の計上漏れについても、今後発生しないよう管理指導体制の強化を図り、適切な時期に調定・収納事務を行うようにする。この受託収益の計上漏れ分については、今年度、特別利益として処理することとした。
- ハ 資金前渡金の精算・返納については、財務規則に基づき期限内に精算するよう事務処理の徹底に努める。また、事務の遅延が生じないよう複数人で事務を分担する等の対応を行

い、適切な事務執行の確保を図る。

二 消耗品等の購入に際しては、購入伺を作成し決裁を受けた後に購入するよう事務処理の改善を図る。

(6) がんセンター

監査委員の報告の内容

入院収益等において、未収金の縮減について努力が認められるものの、なお過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の縮減対策については、未収金縮減対策実施計画に基づき、「発生防止対策」、「早期納入」、「未収金の適切な管理」、「催告・訪問徴収等の強化」に重点を置き取り組んでいる。特に昨年10月の強化月間では、担当班のみならず、事務局長以下、事務局職員一体となって訪問徴収を行い、納付困難と見られていた案件についても粘り強く交渉し、納付や分納誓約につなげるなど、一定の成果が見られたことから、平成22年度の強化月間においても同様の取り組みを継続するとともに、12月のフォローアップ月間など、その後のフォローアップも継続して取り組んでいくこととしている。

また、支払能力がありながら支払いに応じない未納者に対して、法的措置を前提とした督促手続の実施を検討するなど、督促、訪問徴収等の強化を行うとともに、宮城県病院事業未収金取扱要領に基づき、回収見込みがない債権の不納欠損処分を行うことを検討し、実施することとしている。

今後も院内各部門と連携し、発生防止と早期納入を重点として縮減対策に努めていく。